

長野県告示第696号

平成23年10月7日成立した平成23年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成23年10月13日

長野県知事 阿部 守一

平成23年度長野県一般会計補正予算(第4号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	223,676,000	4,216,944	227,892,944
7 分担金及び負担金	2,264,306	29,000	2,293,306
9 国庫支出金	98,117,305	252,599	98,369,904
11 寄付金	62,485	3,500	65,985
12 繰入金	41,961,927	1,209,361	43,171,288
13 繰越金	917,610	403,668	1,321,278
14 諸収入	86,088,371	130,712	86,219,083
15 県債	126,066,800	1,372,266	127,439,066
歳入合計	861,462,831	7,618,050	869,080,881

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	36,476,966	1,845,494	38,322,460
3 民生費	113,905,657	750,688	114,656,345
5 労働費	8,188,676	109,189	8,297,865
6 環境費	2,850,383	136,448	2,986,831
7 農林水産業費	40,740,575	428,631	41,169,206
8 商工費	83,924,415	42,360	83,966,775
9 土木費	104,289,398	4,005,479	108,294,877
10 警察費	44,349,766	113,537	44,463,303
11 教育費	198,432,666	186,224	198,618,890
歳出合計	861,462,831	7,618,050	869,080,881

2 繰越明許費補正

道路改築費ほか2件 金額 783,800千円

3 債務負担行為補正

新総合交通ビジョン策定事業 限度額 5,265千円

4 地方債補正

災害援護資金ほか10件 限度額 1,372,266千円

平成23年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
6 繰越金	—	493,319	493,319
歳入合計	11,698,185	493,319	12,191,504

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費	8,483,651	493,319	8,976,970
歳出合計	11,698,185	493,319	12,191,504

2 債務負担行為補正

流域下水道事業 限度額 9,034,000千円

平成23年度長野県企業特別会計補正予算

(単位：千円)

会計名	既決予定額	補正予定額	計
電気事業会計(第1号)	4,617,007	365,963	4,982,970

財政課

長野県告示第697号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年10月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
塩尻市大字贅川字樽沢1300の143、1300の170
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第698号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年10月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡箕輪町大字三日町字闊沢2140の1、2140の2、2140の4、2141、2146のロ、字大崎2146のイ(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字闊沢2140の1・2141・2146のロ(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字大崎2146のイ
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第699号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年10月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡南木曾町吾妻1501の113
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第700号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

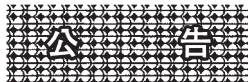
平成23年10月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡王滝村4126、4221の43

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
王滝村4221の43
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び王滝村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月13日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入をする物品等及び数量
一般事務用パーソナルコンピュータ385台及び周辺機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成24年3月1日から平成29年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
1台1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参

- 加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
電話 026 (235) 7071
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成23年11月25日（金） 午前11時
イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成23年11月24日（木） 午後5時
イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を、平成23年11月22日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- 6 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
385 personal computers with peripherals
- (2) Lease Duration:
From March 1, 2012 until February 28, 2017